

(提出年月日) 令和元年5月17日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

消費税率10%への増税中止を求める意見書(案)

内閣府による本年3月の景気動向指数で、景気の基調判断について、2月までの「下方への局面変化」から「悪化」へと6年2か月ぶりに引き下げるに至った。消費税率を8%に増税した以降、勤労者の実質賃金が年平均10万円も低下し、家計消費は一世帯当たり年25万円も落ち込んでいる。

政府は「戦後最長の景気拡大が続いている」と、国民生活の実態とかけ離れた発表を繰り返してきたが、国内の統計偽装問題や消費の不振と輸出の減少、あわせて世界経済の減速から、ついに景気悪化を認めざるを得なくなったものである。

このような経済情勢のもとで、10月からの消費税増税を断行するならば、日本経済も国民の暮らしも最悪の事態になりかねず、政府は増税の中止を決断すべきである。

消費税は、毎日の生活必需品に課税され、低所得者には最も厳しい逆進性のある税制である。「増税でいただいたものは、全てお返しする」として、食料品などの税率を据え置く複数税率の導入や、キャッシュレス決済時のポイント還元、プレミアム付き商品券の発行など、「十二分の対策」を強調しても、複雑怪奇な仕組みに混乱は必至であり、消費者・中小商店業にとって負担軽減にならないのは明らかである。「全てお返しする」くらいなら、初めから増税を中止すべきである。

よって、本市議会は国に対し、消費税率10%増税は中止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

千葉市議会

(提出年月日) 令和元年5月17日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

国民健康保険への国庫負担の増額を求める意見書(案)

国民健康保険制度は、国民の4人に1人が加入し、国民皆保険制度の重要な柱を担っている。ところが、あまりにも保険料(税)が高く、滞納世帯が289万と、全加入世帯の15%を超えている。それにより無保険になったり、正規の保険証を失うことで、医療機関の受診が遅れ死亡する事例も発生するなど、国民健康保険制度の根幹が揺らぐ事態となっている。

国民健康保険は、制度がスタートした当初から「被保険者に低所得者が多いこと、保険料に事業主負担がないことなどのため、どうしても相当額国庫が負担する必要がある」(社会保障制度審議会「1962年勧告」とされていたものである。しかも、かつては被保険者の7割が農林水産業と自営業だったが、今では年金生活者などの「無職」が43%、「非正規雇用」が34%となっているにもかかわらず、保険料(税)は「協会けんぽ」の1.3倍、「組合健保」の1.7倍となっている。加入者の貧困化、高齢化が進む中で保険料(税)の負担は、耐えがたく重いものになっている。

国民健康保険の構造的な問題を解決し、加入者に過酷な負担となっている保険料(税)を引き下げるためには、十分な公費を投入することが必要不可欠である。

全国知事会・全国市長会・全国町村会は、国民健康保険への定率国庫負担の増額を政府に要望し続けており、2014年には、公費を1兆円投入し、「協会けんぽ」並みの負担率にするよう政府・与党に求めている。

保険料(税)が高くなる要因の一つに、世帯の人数を算定基礎とする「均等割」がある。世帯の人数が保険料(税)に影響するのは国民健康保険だけで、各世帯に定額でかかる「平等割」と同様、他の保険にはないものである。医療分、後期高齢者医療支援分に係る「均等割」と「平

等割」を合わせると、全国で徴収されている保険料（税）額は、およそ 1 兆円とされている。1 兆円の公費投入があれば「協会けんぽ」並みの保険料（税）とすることが可能となるのである。

よって、本市議会は国に対し、国民健康保険への国庫負担の増額を強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

千 葉 市 議 会

(提出年月日) 令和元年5月17日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

日米地位協定の見直しを求める意見書(案)

昨年7月、全国知事会は「米軍基地負担に関する提言」を発表した。そこでは、現在の日米地位協定は、締結以来一度も改定されていないと指摘し、「国内法の適用や自治体の基地立入権がないなど、我が国にとって、依然として十分とは言えない現況である」と批判している。その上で日米地位協定の抜本的見直しを強く求めている。

沖縄を初め在日米軍基地の所在地では、米軍人・軍属による事件が多発しているが、日米地位協定による取り決めで、犯罪にかかわる裁判権や損害賠償権などに大きな制限があり、平穏で安心な市民生活が阻害されている現状がある。

また、本市では、羽田空港への着陸機による航空機騒音が市民を悩ませている。本年2月、熊谷市長は国土交通大臣に対し「千葉市上空の航空機騒音の改善に係る申入書」を提出しているが、この問題でも大きな壁となっているのは、米軍横田基地空域である。日本の空でありながら日本の航空機が飛行できない「横田空域」を避けて、羽田空港に向かうことになるため、南風好天時には本市の上空に羽田空港への着陸機が集中する事態となっているのである。

日本政府は主権国家として、米軍に対する国内法の適用・遵守、周辺の地方自治体の意見を米軍基地に適切に反映する仕組みなどを改善・整備する責任がある。

よって、本市議会は国に対し、日米地位協定の見直しを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

千葉市議会

(提出年月日) 令和元年5月29日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

生活保護基準の引き下げ中止を求める意見書(案)

生活保護基準が2018年10月1日に引き下げられた。さらに2019年、2020年にも引き下げが予定されている。生活保護基準は、2013年に戦後最大規模となる引き下げが行われ、2014年、2015年も連続して引き下げが実施されたことから、全国29都道府県で1,022名の生活保護受給者が、その取り消しを求めて係争中である。このような状況にもかかわらず、政府は司法の判断を待たずに、昨年10月より再度引き下げを強行したのである。この引き下げを不服とする審査請求が、本市の利用者も含めて約6,000件にも上っている。生活保護基準のたび重なる引き下げで、利用者はあらゆる面で耐えがたい暮らしを余儀なくされており、健康で文化的な最低限度の生活とはほど遠いものとなっている。

また、生活保護基準の引き下げは、生活保護受給者だけの問題にとどまるものではない。個人住民税の非課税限度額を参照する事業や就学援助、保育料の免除など、国の施策である低所得者向けの47事業と連動し、社会生活に甚大な影響を及ぼすことが懸念されるものである。

よって、本市議会は国に対し、生活保護基準の引き下げを中止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

千葉市議会